

動物飼育細則

動物の飼育について動物飼育細則を次のとおり定める。

(飼い主の心構え)

第1条 ルネ我孫子において動物を飼育するもの(以下「飼い主」という)は、次の事項を常に心がけなければならない。

- (1) 他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- (2) 命あるものである動物の本能、習性を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、動物を終生、適正に飼うこと。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、犬及び猫の飼養及び保管に関する基準を守ること。

(飼い主の守るべき事項)

第2条 飼い主は、次に掲げる次項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

一 基本的な事項

- (1) 動物は自己の専有部分内で飼うこと。(バルコニー等不可)
- (2) 自己の専有部分以外で、動物に餌や水を与えたり、排泄をさせないこと。
- (3) 動物の異常な鳴き声や糞尿等から発生する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
- (4) 動物は、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- (5) 動物による汚損、破損、損害等が発生した場合には、その責任を負うとともに、直ちに管理組合へ届け出をし、誠意を持って解決を図ること。
- (6) 犬は、法律で定められた予防注射及び登録を毎年行い、その証明書のコピーを管理組合へ提出すること。
- (7) 犬、猫等は、混合ワクチンを接種させ、その証明書のコピーを管理組合へ提出すること。
- (8) 犬、猫には、人と動物の共生に配慮しつつ以下のような「しつけ」を行うこと。

<犬>

- ① 人に危害を加えない
- ② 号令に従ってフセ、スワレ、マテができる。
- ③ 他の動物と接触しても興奮状態にならない。
- ④ 無駄吠えしない。
- ⑤ むやみに排泄しない。

<猫>

- ① 決められた場所で排泄ができる。
- ② 決められた場所で爪とぎができる。

(9) 犬、猫には、避妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。

- (10) 動物による汚損、破損、損害等が発生した場合には、その責任を負うとともに、誠心誠意をもって解決を図ること。尚、動物が他の居住者に等に危害を及ぼした場合には、直ちに管理組合に通知し、動物保護センターに届け出ること。
- (11) 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- (12) 動物が死亡した時には、適切な取扱いを行うとともに、管理組合に通知すること。
- (13) 動物の所有者を明確にする措置を行うこと。

二 他の居住者等に配慮する事項

- (1) 自己の専有部分以外で動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。
- (2) 動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。又、バルコニーではこのような行為は行わないこと。
- (3) 犬、猫等が自己の専有部分以外で万一排泄した場合は、糞尿を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- (4) 専有部分以外では動物は抱きかかえ、又はケージ等に入れて移動すること。ただし、大型犬の場合は、リードを付けて飼い主の側に寄せて移動すること。
- (5) エレベーターの利用は禁止とする。

(飼うことのできる動物の種類)

第3条 区分所有者及び占有者が飼うことができる動物は、原則として犬、猫、哺乳類などの小動物（ハムスター、ウサギ、カメなど）、小鳥などとし、それ以外の動物は、事前に管理組合と協議の上決定する。ただし、次の各号に該当する動物については、飼養を認めないものとする。

- ① 過去に人の身体に危害を加えたことのある動物
- ② 今後人の身体に危害を加える恐れのある動物
- ③ 人及び他の動物に伝染する恐れのある動物
- ④ 毒を有する動物
- ⑤ 定期的な健康診断、予防接種を行っていない犬、猫等の動物

(飼うことのできる動物の大きさ)

第4条 区分所有者及び占有者が飼うことのできる動物の大きさ（成長時）は、緊急時に飼い主が自分で抱きかかえて避難させることができる範囲を基本とする。本細則制定前に飼育されている大型犬は、一代限りとする。

(飼うことのできる動物の数)

第5条 区分所有者及び占有者が飼うことのできる動物の数は、緊急時に自分及び同居者において避難させることができる範囲を基本とする。原則として、犬及び猫等の飼育は合計2匹までとし、ケージ等の中で飼う動物については、適正飼養を考慮すること。

(申請者の行う手続き)

第6条 居住者は、管理組合に対して次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 動物を飼う場合は、あらかじめ別紙動物飼育承認申請書を提出し、この細則を遵守する旨を誓約すること。
- (2) 犬を飼う場合は、前項の手続とともに、狂犬病予防法第4条に規定する登録及び狂犬病予防法第5条に規定する予防注射を行った旨の証明書を提示すること。ただし、証明書は第4条：鑑札、第5条：注射済票のコピーの提出に代えるものとする。
- (3) 管理組合は動物飼育承認申請書及び必要書類を受理した後、適正と判断した場合には動物飼育承認書を発行する。
- (4) 動物を飼わなくなった場合は、その旨を届けること。

(使役犬に対する配慮)

第7条 居住者が、盲導犬、聴導犬、介護犬等の動物(以下「使役犬」という)を必要とする場合においては、管理組合及び他の居住者は、その動物の必要性に十分に配慮するものとする。又、使役犬については次に掲げる項目の適用を除外する。

- (1) 第2条(飼い主の守るべき事項)の第二項第(4)号、第(5)号
- (2) 第3条(飼うことのできる動物の種類)
- (3) 第4条(飼うことのできる動物の大きさ)
- (4) 第5条(飼うことのできる動物の数)

(飼い主に対する指導、禁止等)

第8条 飼い主がこの細則に違反し改善が図れない場合には、管理組合がその飼い主を指導することができる。度重なる指導にもかかわらず改善が図れない場合には、管理組合は、その飼い主に対し動物を飼うことを禁止することができる。動物を飼うことが禁止された飼い主は、新たな飼い主を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。

(定めなき事項)

第9条 本細則に定めのない事項については、理事会にて協議し、決定する。

以上

平成 年 月 日

ルネ我孫子管理組合理事長 殿

申請者 _____ 号室

氏名 _____ 印

動物飼育承認申請書

私は、下記の動物を飼育致したく、動物飼育細則第6条第一号の規定に基づき、必要書類を添付の上、下記の通り申請致します。

尚、動物の飼育にあたっては、法定事項及び管理規約並びに動物飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑を掛けません。万一違反した場合は、全責任を負うとともに、動物飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います。

(飼育する動物)

動物の種類			
性別・色	雄・雌	色	色
誕生年月日	西暦	年	月 日生
動物の体長・体高・体重	cm・	cm・	kg

<必要添付書類；該当箇所に○印>

- ① () 当該動物の写真
- ② () 保健所犬鑑札(写)
- ③ () 狂犬病予防注射済票(写)
- ④ () その他